

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

上尾市西宮下一丁目地内

四 作業期間

令和四年五月三十一日から令和四年十二月二十三日まで